平成２９年（フ）第２５２３号
大阪市港区築港３丁目９番６号　イクストヴィラ　301号、前住所大阪市住之江区南港北１丁目31番17―312号
債務者　野澤　浩史
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４９８号
大阪府守口市八雲西町４丁目19番19号
債務者　近藤　　昇
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４９９号
大阪府守口市八雲西町４丁目19番19号
債務者　近藤　葉子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５１５号
大阪市生野区田島４丁目５番７号、前住所京都府八幡市男山笹谷５番地一Ｄ14―504
債務者　出水　　大
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５６１号
大阪府寝屋川市高柳５丁目32番18号（202号）
債務者　山田　由紀（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８２８号
大阪府交野市私部西３丁目25番14号
債務者　砂田由美子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８３２号
大阪府吹田市内本町３丁目37番20―401号
債務者　森杉　節子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４１７号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番37号　ＯＭレジデンス新琴似駅前201号
債務者　葛西　光直
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４２３号
札幌市豊平区月寒東２条16丁目６番11号
債務者　熊谷　隆宏
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４５３号
札幌市白石区栄通16丁目７番18号　コートサンライズ303号
債務者　内村　裕明
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４９８号
札幌市西区西野３条３丁目７番７号　コーポ175―８号
債務者　安田　泰久
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５５１号
札幌市白石区本郷通９丁目南２番21―801号
債務者　八島　敏彦（旧姓脇・佐野）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５６３号
札幌市清田区真栄319番地　医療法人五風会さっぽろ香雪病院内、住民票上の住所札幌市豊平区水車町１丁目８番８号　六本木ヒルズ17―402号
債務者　渋谷　　遼
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０２号
茨城県水戸市見川町1820番地の69　ソラーナ見川108号
債務者　黒川　正美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１３号
茨城県水戸市鯉淵町3197番地の１
債務者　潮田　芳徳
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１４号
茨城県水戸市鯉淵町3197番地の１
債務者　潮田るり子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２３６号
茨城県水戸市元吉田町2064番地の４
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
水戸地方裁判所